

平成 18 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 蝶 理 株 式 会 社  
代 表 者 代表取締役社長 齊藤圭史郎  
(コード 8014)  
問 合 せ 先 総務部担当部長 木 村 修  
TEL 06-6228-5014

当社株式の大阪証券取引所における監理ポスト割当て解除に関するお知らせ

当社株式は平成 18 年 4 月 26 日より「監理ポスト」に割当てられておりましたが、平成 18 年 7 月 13 日付株式会社大阪証券取引所（以下大阪証券取引所）の発表のとおり、平成 18 年 7 月 14 日付で、同措置が解除されることになりましたので、ご報告申し上げます。これまで、株主の皆様をはじめ多くの方々にご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

当社は、平成 18 年 4 月 26 日に、平成 15 年 3 月期中間決算（平成 14 年 9 月中間期）において売上の過大計上及び売上原価の過少計上の不適切な会計処理が判明し、半期報告書を訂正する予定である旨の開示を行いましたが、大阪証券取引所よりその開示内容から上場廃止基準に該当する可能性があるとして、同日から監理ポストに割当てられておりました。

その後大阪証券取引所における審査の結果、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 1 号 a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当しないとのことで、平成 18 年 7 月 14 日付で、当社株式は監理ポスト割当てを解除されることになりました。

一方、当社は大阪証券取引所より、今回の事案につき、当社の適時開示情報を適切に発信する体制等について改善の必要性が高いとのことで、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 22 条第 1 項」の規定に基づき、平成 18 年 7 月 27 日を期限とした改善報告書の提出を求められました。

当社としましては、かかる事態を真摯に受け止め、投資家の皆様に適切な情報開示が行えるよう、情報開示体制の見直しと改善対策を早急に取りまとめ、これを改善報告書として大阪証券取引所に提出する所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの方々には、このたびの件につきましてご心配をおかけいたしました。当社では監理ポスト解除を機に、今後このような事態が二度と発生せぬよう、徹底した内部統制システムの再強化と更なる経営体質の改善を図ってまいります。

今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以 上